

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件  
○厚生労働省告示第百六十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十一月十九日から適用する。

令和元年十一月十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第一〇第九 (略)</p> <p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 投薬期間に上限が設けられている医薬品</p> <p>(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 新医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。)</p> <p>ニ であつて、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの(次に掲げるものを除く。)</p> <p>一 コムクロシャンプルー〇・〇五%、カナリア配合錠、アトリーゼット配合錠H D、アトリーゼット配合錠L D、アイセントレス錠六〇〇mg、スー ज्याナ配合錠、オデフシイ配合錠、ジェミーナ配合錠(一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。)、トラディアンズ配合錠A P、トラディアンズ配合錠B P、メトアナ配合錠H D、メトアナ配合錠L D、ジャルカ配合錠、ビクタルビ配合錠、ロソーゼット配合錠H D、ロソーゼット配合錠L D、テリルジー一〇〇エリプター四吸入用、テリルジー一〇〇エリプター三〇吸入用、シムツীগザ配合錠及びアイベータ配合点眼液</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p>	<p>第一〇第九 (略)</p> <p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 投薬期間に上限が設けられている医薬品</p> <p>(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 新医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。)</p> <p>ニ であつて、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの(次に掲げるものを除く。)</p> <p>一 コムクロシャンプルー〇・〇五%、カナリア配合錠、アトリーゼット配合錠H D、アトリーゼット配合錠L D、アイセントレス錠六〇〇mg、スー ज्याナ配合錠、オデフシイ配合錠、ジェミーナ配合錠(一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。)、トラディアンズ配合錠A P、トラディアンズ配合錠B P、メトアナ配合錠H D、メトアナ配合錠L D、ジャルカ配合錠、ビクタルビ配合錠、ロソーゼット配合錠H D、ロソーゼット配合錠L D、テリルジー一〇〇エリプター四吸入用、テリルジー一〇〇エリプター三〇吸入用及びシムツীগザ配合錠</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p>

第十一～第十五  
(略)

第十一～第十五  
(略)